

徳島県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、徳島市株式会社トリビューンしこくの請求に係る監査の結果を平成21年7月21日決定したので、次のとおり公表する。

平成21年7月29日

徳島県監査委員	数 藤 善 和
同	福 永 義 和
同	片 山 隆 司
同	喜 田 義 明
同	三 木 亨

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成21年6月1日付けで提出された監査請求は、同日これを受付した。

2 請求書の要旨

徳島県は平成21年2月13日、社団法人内外情勢調査会発行の小冊子「講演シリーズ 『前進！徳島飛躍への道』～神戸淡路鳴門自動車道 全通十周年～ 徳島県知事 飯泉嘉門」（A5版）を1,500部購入し、株式会社時事通信社に代金300,000円を支払った。

この小冊子は飯泉知事が平成20年5月16日（金）に内外情勢調査会徳島支部5月例会で行った講演をまとめたもので、県政の現状や今後の施策、飯泉知事の政治的ビジョンなどが掲載されている。担当の秘書課は購入した冊子を職員や市町村関係者、県民に無償配布したというが、冊子を手にした県民は少ない。

徳島県によるこの小冊子の公費購入は次の3点で不当である。

政治活動的要素が強い。

飯泉知事の講演内容は、県政の現状や今後の施策など、飯泉嘉門氏の政治的実績とビジョンを飯泉氏の顔写真入りでアピールしたものである。聴衆は内外情勢調査会徳島支部の会員約150名。大半が徳島県民で、知事選挙の有権者である。

有権者である県民に対し、講演で政治的実績やビジョンをアピールし、その内容をまとめた冊子が無償配布することは、後援会パンフレットや政治家としての政策マニフェストを配布することと類似行為である。

政務的性格を持つ講演とその講演をまとめた冊子を公費で購入することは、不当な公費支出である。本来なら飯泉嘉門氏の自費あるいは飯泉嘉門後援会の経費で費用負担すべきである。

冊子購入と配布が政務的性格を持っているのは、過去5年間の購入部数からも明白である。購入部数は平成16年度が6,500部、17年度が8,000部、18年度が11,700部、19年度が5,000部、20年度が1,500部となっている。11,700部を購入した18年度は知事選の直前年度である。

経費削減に逆行する公費の無駄使い。

徳島県が公費購入した冊子には、「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」など県の施策が盛り込まれているが、徳島県は類似内容の冊子を毎年公費で作成している。

公費作成の冊子は「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」(全体版)と「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」(概要版)の2種類。平成21年度では、全体版を3,000部、概要版を10,000部作成。費用としてそれぞれ670,000円、700,000円の公費が支出されている。県は2種類の冊子を県民に無料配布していると言うが、手にした県民は少ない。

公費で作成、県民に無料配布する冊子と類似内容の冊子を公費で購入するのは、経費削減方針に逆行する無駄な公費支出である。

「支出目的」から逸脱する目的外支出。

秘書課の経費支出伺い書によると、冊子の購入理由には「知事室、副知事室、秘書課等の備え付けとして、事務執行上欠くことのできない書籍、法令集、定期刊行物を購入することとし、これに要する経費を次のとおり支出してよろしいか」と記載されている。

知事講演冊子を「知事室、副知事室、秘書課等の備え付けとして、事務執行上欠くことのできないもの」と位置づけた秘書課だが、なぜか冊子を市町村関係者や県民に配布しているという。事務執行上欠くことのできない冊子を県民に配布することは、冊子の購入目的から逸脱した行為であり、目的から逸脱した行為のために使われた冊子購入への公費支出は、不当な公費支出である。

上記 の理由で、飯泉知事及び秘書課による内外情勢調査会発行冊子の購入は、不当な公費支出であり、徳島県に300,000円の財産的損害を与

えている。

飯泉知事及び秘書課の担当職員に、徳島県に対し300,000円の返還を命じる措置を取ることを求める。

(平成21年6月1日補正分)

平成21年6月1日付け徳島県職員措置請求書について、次のことを補正します。

「秘書課の担当職員」の特定について

知事，副知事，出納長，企画総務部長，秘書課長，秘書課長補佐，企画担当課長補佐，企画担当主査，企画担当係長，企画担当事務主任

(平成21年6月11日補正分)

平成21年6月1日付けで提出した徳島県職員措置請求書について、以下の5点を補正します。

1. 購入部数

1,500部 1,200部

2. 代金

300,000円 308,000円

3. 支払日

平成21年2月13日 平成21年2月18日

4. 損害額

300,000円 308,000円

5. 返還請求額

300,000円 308,000円

(以上、原文のまま掲載)

第2 監査の実施

1 監査請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人(以下「請求人」という。)に対して地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第6項の規定により、平成21年6月11日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象機関に対する監査の実施

企画総務部秘書課を監査対象機関とし、平成21年6月25日に調書、資料の提出を求めた。その後、事務局職員による審査、内容確認の上、7月13日に監査を行った。

第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

第4 決定の理由

1 事実の確認

監査対象機関の関係職員からの聴取及び関係書類に基づいて把握された事実関係は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件冊子の購入については、「知事講演資料」という表示で、平成20年度に秘書課において購入する新聞や書籍等の一つとして、平成20年4月1日、これらを一括した経費支出伺がなされ、決裁された。
- (2) 本件冊子のもととなっている講演は、平成20年5月16日、社団法人内外情勢調査会徳島支部5月例会で行われた。
- (3) 当該講演をもとにして社団法人内外情勢調査会が発行した本件冊子1,200部が納品され、県庁内各部(局)及び市町村には、平成21年2月5日に、合わせて約700部が送付された。その余の約500部については、秘書課で保管の上、適宜、本件冊子の配布を必要とする会合等に用いるため、県庁内各部(局)の求めに応じて提供された。
- (4) 平成21年2月13日、株式会社時事通信社徳島支局からの請求(冊子代金300,000円に梱包・発送費8,000円を加えた合計308,000円)に基づき支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁がなされ、同月18日、支払がなされた。
- (5) 本件冊子の購入に係る相手先としての業務は、株式会社時事通信社徳島支局において行っている。

2 判断

請求人の主張を整理すると、社団法人内外情勢調査会徳島支部例会で行った知事の講演をまとめた冊子を県が公費で購入したことが、「政治的要素が強い」「他にも類似する内容の冊子を作成しており無駄」「経費支出伺において購入目的が備付けとなっているにもかかわらず外部に配布している」ことから、不当な公費支出であり、知事等に返還を命じる措置を求めるといえるものである。

確認された事実関係に基づき、順次、請求人の主張について判断する。

「政治的要素が強い」ということについては、

本件冊子のもととなっている知事の講演は、正しい世論の醸成に寄与することを目的に設立された社団法人内外情勢調査会の徳島支部例会という場において、本県のおかれている状況や施策について説明したものであり、これをまとめた本件冊子は、県行政の推進に資する広報・業務資料であると認められる。

よって、「政務的性格を持つ講演とその講演をまとめた冊子を公費で購入することは、不当な公費支出である」とする主張は、認めることができない。

「他にも類似する内容の冊子を作成しており無駄」ということについては、知事の講演とこれをまとめた本件冊子の内容が県の施策に関するものであることから、県の計画書である「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」とは、内容として重なるものがあるが、本件冊子は、講演録であるゆえの読みやすさ等から、独自の意義や効用を有すると認められる。

よって、「類似内容の冊子を公費で購入するのは、経費削減方針に逆行する無駄な公費支出である」という主張は、認めることができない。

「経費支出伺において購入目的が備付けとなっているにもかかわらず外部に配布している」ところについては、

本件冊子の購入については、経費支出伺の立案において、秘書課で購入する新聞や書籍等の一つとして一括して処理されており、本件冊子についてみると、それが配布されるものであることは、知事の講演録であるという性格や購入部数等から推測されるものであるが、その説明としては十分なものとはいえない。

しかしながら、本件冊子を購入することについては、経費支出伺においても明らかであると認められるところであり、本件冊子が配布されるものであることについての説明が十分でないことをもって、「購入目的から逸脱した行為であり、目的から逸脱した行為のために使われた冊子購入への公費支出は、不当な公費支出である」とする主張は、認めることはできない。

以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。